

## 第3回部会の整理

### ごみ処理手数料における「数量の認定」方法

「ごみ等有料処理事務取扱要領」により、現行比重1/3で重量を認定

- ・ 「家庭系ごみ組成分析調査結果」から比重0.2が示されているが、前回の事業系ごみ排出実態調査資料や他都市例から0.2に変更することは問題ないと考えられる

### 手数料の徴収方法

#### 事業系有料指定袋制度の検討

- ・ 有料指定袋制度の運用にはいくつかの課題があるので、導入する場合には、許可業者の協力が重要になる
- ・ 有料指定袋制度にすると、ごみ処理手数料が明確になるので、ごみ減量の意識向上にはよい方法だ
- ・ 有料指定袋制度は、これまでの制度と大きく変わるので、許可業者など関係者の意見を聞く必要もあるのではないか
- ・ 有料指定袋制度を導入する場合にはあまり例外規定を作るべきでない
- ・ 有料指定袋制度の導入にあたっては、市は排出事業者と許可業者にしっかりPRを行うなどルールの徹底を図るべきである
- ・ 許可業者の収集するアパート・マンションからのごみについては、指定袋で排出されたごみと「混載不可」を徹底した上で、あくまでも「家庭系」ということで、無料するべきである

### 排出日量10kg未満事業所の取扱い

現行、排出日量10kg未満の事業所からのごみを無料で直営収集している

- ・ 排出事業者責任の観点から排出日量10kg未満の事業系ごみについては、家庭系ごみと事業系ごみの分別を促した上で、有料化することが適切である。

### その他

- ・ (仮に手数料を設定する場合には) 行政は、紙ごみなど資源化可能物に関するリサイクル情報の収集・発信やリサイクルルートの確保に努める必要がある